



県 章

滋賀県公報

平成 18 年 (2006 年)
4 月 25 日
号 外
火 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告	1
監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告	2

監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 4 項の規定に基づき執行した平成 17 年度を対象年度とする定期監査の結果に関する報告を、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

平成 18 年 4 月 25 日

滋賀県監査委員	家	森	茂	樹
"	朝	倉	克	己
"	柗		勝	次
"	中	森		武

監査の結果に関する報告

1 監査執行対象機関名および監査執行年月日

監査執行対象機関名	監査執行年月日
大津林業事務所	平成 18 年 4 月 11 日
琵琶湖・環境科学研究センター	平成 18 年 4 月 13 日
琵琶湖博物館	平成 18 年 4 月 11 日
衛生科学センター	平成 18 年 4 月 13 日
工業技術総合センター	平成 18 年 4 月 11 日
病虫害防除所	平成 18 年 4 月 13 日
農業技術振興センター	平成 18 年 4 月 13 日
畜産技術振興センター	平成 18 年 4 月 13 日
水産試験場	平成 18 年 4 月 11 日

2 監査の結果

(1) 指摘事項

特に指摘すべき事項は認められなかった。

(2) 指導事項

指摘には至らないものの、注意を要するものとして指導した事項は次のとおりである。

(ア) 収入関係 (1 件)

- ・ 使用料について収入未済の解消を求めるもの (工業技術総合センター)

(イ) 支出関係 (3 件)

- ・ 諸手当の支給を誤っているもの
(琵琶湖・環境科学研究センター、琵琶湖博物館、衛生科学センター)

(ウ)その他 (1 件)

- ・ 諸手当の支給事務に係る内部統制機能が不十分であったもの
(琵琶湖・環境科学研究センター)

(3)上記以外の機関については、財務に関する事務の執行について、特に指摘・指導すべき事項は認められなかった。

3 意見

平成18年4月11日および同月13日に実施した9機関に係る監査の結果、次のとおり意見を付す。

(1) 試験研究機関相互の連携強化と成果の活用等について

- (琵琶湖・環境科学研究センター、琵琶湖博物館、衛生科学センター、工業技術総合センター、農業技術振興センター、畜産技術振興センター、水産試験場)

平成15年度に実施した行政監査において、試験研究機関の実施体制・評価制度の整備、成果の活用、さらには、関係機関の連携について早急に検討し、より一層試験研究機能を充実し、与えられた使命を達成されるよう意見を述べたところである。また、研究テーマ等について部局横断的な総合調整を行う機能を有し、試験研究機関全体をマネジメントする新たな仕組みについても検討を求めている。

県では平成16年10月に滋賀県科学技術政策大綱を改訂した中で、科学技術政策を横断的かつ総合的に進めるため、推進体制の強化や研究評価システムの導入などに取り組むこととしており、より積極的な推進が望まれる。

各試験研究機関においては、研究テーマの選定、研究手法、成果の利活用などについて、連携を強化し、効率的かつ効果的な研究を推進するとともに、県民生活に寄与するよう研究活動や成果の積極的な発信に努められたい。

(2) 滋賀ブランドの確立と食文化に資する試験研究の推進について

- (農業技術振興センター、畜産技術振興センター、水産試験場)

「人と農産物と琵琶湖のいい関係づくり」を目指して、環境こだわり農業への転換を図ろうとする中、研究ニーズを迅速かつ的確に把握し、生産現場での普及に直結した技術や地域資源を活用した技術の開発が求められる。

近江米、近江牛、近江茶などの安全・安心・高品質な滋賀ブランドの確立とニゴロブナ、ホンモロコ、セタジミなど近江の食文化を育む重要水産資源の回復に向けた取り組みを一層強化されたい。

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成 18 年 4 月 25 日

滋賀県監査委員	家	森	茂	樹
"	朝	倉	克	己
"	柘		勝	次
"	中	森		武

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査執行対象機関名	総務部総務課
監査執行年月日	平成17年8月18日
監査結果報告年月日	平成17年11月24日
監査の結果	専修学校等修学奨励資金貸付金の償還金等については、回収に努力されているものの、平成17年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ450,007円増加し、1,898,515円と

なっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

収入未済額については、文書や個別訪問により債務者に対する督促を行うとともに、関係市町教育委員会に対して債務者の実情把握や償還指導を要請した結果、一部納付が図れた。

また、新たな収入未済の発生防止については、納入義務者に対する返還義務の周知徹底、債務者の実情に応じた納付方法への変更、納入遅延者に対する文書等による督促を繰り返し行うとともに、きめ細かな償還指導を同教育委員会に要請した。

監査執行対象機関名	健康福祉部健康推進課
監査執行年月日	平成17年8月11日
監査結果報告年月日	平成17年11月24日
監査の結果	未熟児養育医療自己負担金については、収納に努力されているものの、平成17年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ461,787円増加し、595,932円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	未納者に対して督促状の送付や電話、戸別訪問による督促を再三行うとともに、一括納入が困難な者には分割納付の手続を行った結果、135,848円の収納を図ることができた。 残る460,084円については、引き続き書面、電話、戸別訪問等による督促を強化し早期収納に努めるとともに、未熟児養育医療の申請窓口である保健所との連携を図りながら、申請時において自己負担金の納入について指導を徹底するなど、新たな収入未済の発生防止に努める。

監査執行対象機関名	健康福祉部医務薬務課
監査執行年月日	平成17年8月19日
監査結果報告年月日	平成17年11月24日
監査の結果	看護職員修学資金貸付金の償還金等については、回収に努力されているものの、平成17年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ534,235円増加し、9,882,999円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	看護職員修学資金等については、未納者に対して、本人や保証人へ定期的な電話による催促や、督促状送付時に未納金額一覧表を併せて送付する等、督促方法を工夫し効率的な未納金の納入促進に努めた。 また、新たな未納者に対しては、未納が長期となることを未然に防ぐために、電話や督促状を送付し、早期の納入を促した。 県外就業等により返還義務が発生する者に対しては、各個人の状況を把握したうえで、確実に償還するように細やかな返還指導に努めた。 なお、平成15年度より看護職員修学資金等事務委託を廃止し、医務薬務課において業務の一元化を図り、効率化に努めている。 今後とも、債権管理事務の一層の効率化と未納解消に努める。

監査執行対象機関名	商工観光労働部新産業振興課
監査執行年月日	平成17年8月24日
監査結果報告年月日	平成17年11月24日
監査の結果	テクノファクトリー使用料等については、収納に努力されているものの、平成17年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ1,763,497円増加し、2,149,345円となっている

ので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

テクノファクトリー使用料の収入未済額2,049,345円については、債務者に対して継続して督促を行ってきたところ、これまで1,038,000円が納入され、平成18年3月末現在の収入未済額は1,011,345円となっている。

工業技術総合センター使用料の収入未済額100,000円については、債務者に対して継続して督促を行ってきたところ、これまで10,000円が納入され、平成18年3月末現在の収入未済額は90,000円となっている。今後も早期完納に努める。

監査執行対象機関名	農政水産部農政課
監査執行年月日	平成17年8月29日
監査結果報告年月日	平成17年11月24日
監査の結果	
<p>農業改良資金貸付金の償還金については、回収に努力されているものの、平成17年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ3,722,892円増加し、11,044,892円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。</p>	
<p>当該監査の結果に基づき講じた措置の内容</p>	
<p>収入未済額の解消については、関係機関と連携して長期滞納者と話し合い、平成17年12月から償還が再開され、また、短期滞納者へは電話や面談、文書による督促を行った結果、1,024,000円の収納を図ることができた。</p> <p>今後も継続して、経営改善指導を行い、定期的な償還を定着させ、償還額の増額を求めるほか、延滞している債務者への早期面談により新たな収入未済の発生防止に努める。</p>	

監査執行対象機関名	土木交通部河港課
監査執行年月日	平成17年8月9日
監査結果報告年月日	平成17年11月24日
監査の結果	
<p>河湖占用料および水利使用料については、収納に努力されているものの、平成17年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ353,355円増加し、1,962,599円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。</p>	
<p>当該監査の結果に基づき講じた措置の内容</p>	
<p>平成17年5月末現在の収入未済額は、4者で1,962,599円となっており、平成18年3月末までに2者から490,000円の収納を図った。</p> <p>また、残る2者については、調査の結果、財産がなく、活動が見込めない法人であるため、河川法第74条第3項に基づき、滞納処分の停止や納入義務の消滅を適用し、294,098円の不納欠損処分を行った。</p> <p>なお、今後とも納付誓約の履行状況を注視しながら、未収金の早期収納や新たな収入未済の発生防止に向けた納付指導を強力に進める。</p>	

監査執行対象機関名	企業庁
監査執行年月日	平成17年7月12日
監査結果報告年月日	平成17年11月24日
監査の結果	
<p>青写真焼付等にかかる単価基本契約の支払いにおいて、契約の相手方が単価契約外のものでも単価契約品目に置き換え請求しているにもかかわらず、その請求書により平成16年4月分から6月分までが支払われている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。</p>	
<p>当該監査の結果に基づき講じた措置の内容</p>	
<p>本件の精算については、平成17年3月15日に完了している。</p> <p>今回の事件を受けて、各所属長に対し指導を徹底するよう文書により指示するとともに、今後、適正に事務を執行していくため、単価契約品目の仕様や発注書の様式を改め、発注</p>	